

令和6年度静岡県保育士等キャリアアップ研修（集合型）開催要項

1 研修の目的

この研修は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）に基づき、保育現場におけるリーダー的職員の育成に必要な専門性の向上を図るため実施するものです。

2 研修実施者（静岡県からの受託者）

一般社団法人静岡県保育連合会が、静岡県から委託を受け実施します。

3 研修分野・実施期間・申込期日・会場・定員・内容・講師・カリキュラム

「令和6年度静岡県保育等キャリアアップ研修実施計画（集合型）」のとおり

4 研修受講対象者

静岡県内に所在する認可保育所、認定こども園及び小規模保育所等に勤務する保育士等のうち「処遇改善等加算Ⅱで副主任保育士等に係る賃金改善を受けている職員等」**（予定者を含む）**であって、研修の各分野のすべての講義に出席できる方を対象とします。

ただし、受講を希望する分野のうちの一部の科目について受講済であることが受講証明書等により確認できる場合には、その科目の受講は免除します。

対象者の申込が定員に満たない場合は、「処遇改善等加算Ⅱで副主任保育士等に係る賃金改善を受けている職員等」以外の方の受講を認める場合があります。

5 研修受講費用

令和6年度から有料研修となり、受講料(2千円)の事前納付が必要です。

なお講義資料は、受講生(所属施設)が静岡県保育連合会HPからダウンロード及び印刷して、研修日当日に持参する形です。

また、会場への交通費及び昼食代については、参加者負担です。

6 申込方法・受講受付

(1) 申込先

静岡県保育連合会のホームページ (<https://www.hoiku-shizuoka.jp/>)

(2) 申込ができる研修

「令和6年度静岡県保育等キャリアアップ研修実施計画（集合型）」にある研修ごとに申し込んでください。

(3) 申込方法

- 現在保育所等で勤務をしている保育士等
施設単位（個人による申込不可）で、受講希望者に順位を付けて
申し込んでください。
- 施設等保育関係機関で勤務していない保育士
受講希望者個人から申し込んでください。
詳しくは、静岡県保育連合会にお問合せください。

(4) 受講の可否決定

受講申込受付後、申込施設あてに受講の可否（**可は仮決定**）を通知します。
受講可の仮決定通知には、受講料の金額、払込先、払込期限等が記載された請求書が添付されますので、期限までに払い込んでください。
なお、受講キャンセルの場合も受講料の返金はありません。

期限までに受講料を払い込んだ申込施設のみに、確定版の受講決定通知を送信します。（期限までに払い込みが無い場合は、受講資格を失います。）

研修受講時には、受講決定通知と同時に送信する受講票を印刷して写真を添付し、別途ダウンロードした講義資料とともに必ず持参してください。

7 受講決定にあたっての優先順位

定員以上の受講申込があった場合、各研修別に、次の優先順位により受講決定を行います。

- (1) 処遇改善等加算Ⅱで副主任保育士等に係る賃金改善を受けている職員
（令和6年度から、その予定者も含むこととします。）
- (2) 施設の希望順位
- (3) 経験年数の長い順
- (4) 申込の早い順

8 修了証等の発行

各分野におけるすべての研修（3時間×5項目 計15時間）を受講の上、研修最終日にレポートを提出した方に修了証を交付します。

また、受講申込時には当該分野のすべての研修を受講する予定であったものの、体調不良等何らかの事情により研修の一部を受講できなかった方に対しては、受講した項目についての受講証明書を発行します。

9 天候不良による中止

研修前日の正午時点で、天候不良により県内全域に「特別警報」または「警報」が発表されている場合や、その他自然災害等により、受講者の安全が確保できないと判断した場合には研修を中止する場合があります。

研修を中止する場合には、研修前日の午後4時までに静岡県及び静岡県保育連合会のホームページに研修中止の旨、掲載します。

10 欠席・遅刻・離席・早退について

1分野のうちの各項目について、15分以上の遅刻・離席・早退があった場合、受講修了は認められず、修了証又は受講証明書の発行は行いません。

ただし、公共交通機関の遅延等により15分以上の遅刻があった場合は、遅延証明書を提出してください。別途対応を検討します。

11 個人情報の取扱いについて

この研修により取得した個人情報については、静岡県個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本事業以外の目的には使用しません。

なお、研修修了者が静岡県以外の都道府県で勤務する場合には、静岡県が勤務地の都道府県及び市町村に対し、研修の受講状況等の情報を提供する場合があります。

12 感染症等に係る取扱いについて

(1) 新型コロナその他の感染症の流行や災害等の状況により、研修を中止、変更等する場合があります。その場合は静岡県及び静岡県保育連合会のホームページに掲載します。

(2) 感染予防のために、体調不良の場合は研修参加をご遠慮ください。体調不良が認められた場合は退出していただくことがあります。

(3) 研修参加にあたっては、手洗いの徹底等の衛生面の対応に、ご協力をお願いします。

13 問合せ先

一般社団法人静岡県保育連合会

〒420 - 0856

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

電 話：054-251-8873

F A X：054-253-4226

E-mail: kenhoren@po2.across.or.jp